

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年6月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第1900048号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1900019号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年7月1日から平成7年7月16日に訂正し、平成6年7月から平成7年6月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。
平成6年7月1日から平成7年7月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における平成7年2月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年2月から同年5月までの標準報酬月額については、上記1により訂正した28万円から32万円とする。
平成7年2月から同年5月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額28万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における平成7年6月1日から同年7月16日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年6月の標準報酬月額については、上記1により訂正した28万円から32万円とする。
平成7年6月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成7年6月の訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和33年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成6年7月1日から平成7年7月16日まで

私は、平成4年11月から平成7年9月までA社が経営するB事業所に継続して勤務してお

り、厚生年金保険料が給与から控除されていた。平成7年7月16日からは同社の関連会社であるC社において厚生年金保険の加入記録はあるが、請求期間が厚生年金保険に加入していない記録となっているのはおかしいので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月14日付けで、平成6年10月1日の定時決定（標準報酬月額28万円）の記録を取り消し、同年7月1日に遡って厚生年金保険被保険者の資格喪失処理が行われていることが確認できる上、請求者と同様に、平成7年8月14日付けで、平成6年10月1日の定時決定の記録を取り消し、同年7月1日に遡って厚生年金保険被保険者の資格喪失処理が行われている被保険者が10名確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成6年7月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、請求者が同社の関連会社であるC社において厚生年金保険被保険者資格を取得した平成7年7月16日であると認められる。

平成6年7月から平成7年6月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た記録から、28万円とする必要である。

2 上記1に加え、請求期間のうち、平成7年2月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された「家計簿」に貼付された明細書（以下「給与明細書」という。）において、平成6年11月に固定的賃金が変動しており、当該変動月以後3か月間（平成6年11月から平成7年1月まで）の報酬の平均額は、上記1により訂正した28万円の標準報酬月額と比較し、2等級の差が生じていることが確認できることから、平成7年2月から同年6月までの期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、32万円と認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、給与明細書により、平成7年6月の厚生年金保険料控除額は、32万円の標準報酬月額に見合う額である一方、同年2月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料控除額は28万円の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成7年2月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額は、当該期間の本来の報酬月額から、32万円とする必要である。

なお、平成7年2月から同年5月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後

の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録することが必要である。

請求期間のうち、平成 7 年 6 月の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び当該期間の本来の報酬月額から、32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る平成 7 年 6 月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記 1 の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は平成 7 年 8 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1800587 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1900018 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社、B社、C社又はD社、E社(現在は、F社)、G社、H社、I社、J社、K社、L社、M社又はN社、O社、P社又はQ社、R社、S社、T社、U社、V社、W社、X社(後に、Y社)、Z社、AA社、BB社、CC社、DD社及びEE社(現在は、FF社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 61 年 10 月 3 日まで
② 昭和 61 年 12 月 11 日から昭和 62 年 3 月 30 日まで
③ 昭和 62 年 4 月 1 日から昭和 63 年 3 月 30 日まで
④ 昭和 63 年 4 月 30 日から平成元年 3 月 30 日まで
⑤ 平成元年 4 月 30 日から平成 2 年 3 月 30 日まで
⑥ 平成 2 年 5 月 15 日から平成 3 年 3 月 30 日まで
⑦ 平成 3 年 4 月 30 日から平成 5 年 3 月 30 日まで
⑧ 平成 5 年 4 月 30 日から平成 6 年 5 月 30 日まで
⑨ 平成 6 年 6 月 10 日から平成 7 年 5 月 30 日まで
⑩ 平成 7 年 6 月 30 日から平成 8 年 5 月 30 日まで
⑪ 平成 8 年 6 月 30 日から平成 9 年 5 月 20 日まで
⑫ 平成 9 年 5 月 30 日から平成 10 年 5 月 30 日まで
⑬ 平成 10 年 6 月 20 日から平成 11 年 6 月 30 日まで
⑭ 平成 11 年 7 月 10 日から平成 12 年 7 月 30 日まで
⑮ 平成 12 年 8 月 30 日から平成 13 年 5 月 30 日まで
⑯ 平成 13 年 6 月 20 日から平成 14 年 5 月 30 日まで
⑰ 平成 14 年 6 月 30 日から平成 15 年 5 月 20 日まで
⑱ 平成 15 年 6 月 30 日から平成 16 年 1 月 30 日まで
⑲ 平成 16 年 2 月 20 日から平成 17 年 3 月 30 日まで
⑳ 平成 17 年 5 月 30 日から平成 18 年 10 月 30 日まで

- ㉑ 平成 18 年 11 月 20 日から平成 19 年 12 月 20 日まで
- ㉒ 平成 20 年 1 月 30 日から平成 21 年 3 月 30 日まで
- ㉓ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 30 日まで
- ㉔ 平成 25 年 4 月 5 日から平成 27 年 5 月 30 日まで
- ㉕ 平成 27 年 6 月 30 日から平成 28 年 6 月 30 日まで
- ㉖ 平成 28 年 7 月 16 日から平成 30 年 3 月 30 日まで

請求期間について、厚生年金保険の加入記録がないが、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずである。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1. 請求期間①（昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 61 年 10 月 3 日までの期間）について、A 社に係る法人登記の履歴事項全部証明書により、請求者が代表取締役である同社の設立年月日は、平成 3 年 4 月 1 日であることが確認できるところ、請求者は、請求期間①について、健康保険・厚生年金保険新規適用届を社会保険事務所（当時）に提出した上で、厚生年金保険に加入していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、A 社に係る厚生年金保険の適用事業所（以下「適用事業所」という。）の記録は確認できない。

また、請求者は請求期間①について、個人事業主として開業していたと回答しているところ、厚生年金保険法において、厚生年金保険の被保険者（以下「被保険者」という。）とされる者は、適用事業所に使用される者である旨が定められており、請求者が個人事業主であった期間については、使用される者に当たらないことから、被保険者となることはできない。

さらに、請求者は、自身及び従業員の給与から厚生年金保険料を控除したとしているが、当該保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料はない旨回答していることから、A 社に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録により、請求者は、請求期間①当時、昭和 49 年 4 月 1 日から昭和 51 年 8 月 19 日までの期間は G G 社、昭和 53 年 2 月 13 日から同年 3 月 16 日までの期間は H H 社、昭和 55 年 7 月 5 日から同年 8 月 1 日までの期間は I I 社、昭和 56 年 12 月 21 日から昭和 57 年 9 月 8 日までの期間は J J 社、同年 10 月 4 日から昭和 58 年 4 月 6 日までの期間は K K 社、昭和 59 年 9 月 1 日から昭和 60 年 1 月 1 日までの期間は L L 社、昭和 61 年 4 月 10 日から同年 11 月 19 日までの期間は F F 社において、それぞれ被保険者としての記録を有していることが確認できる。

2. 請求期間②（昭和 61 年 12 月 11 日から昭和 62 年 3 月 30 日までの期間）について、請求者は、MM 町の N N 社に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているが、オンライン記録からは、同町に N N 社の名称で適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録により、N N社に類似する事業所名称のB社（MM町）が請求期間②当時に適用事業所として確認できるところ、当該事業所の事業主名は、請求者が記憶する事業主名と一致することから、当該事業所の元事業主に照会したが、回答が得られない。

また、請求者は、記憶する同僚として一人の氏名及び一人の名字を挙げているが、B社に係るオンライン記録からは、当該同僚の氏名は確認できないほか、請求期間②当時に被保険者記録を有する4人に照会したが、いずれからも回答は得られないため、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係るオンライン記録からは、請求者の氏名は確認できない上、請求期間②における被保険者整理番号に欠番はない。

3 請求期間③（昭和62年4月1日から昭和63年3月30日までの期間）について、請求者は、○○市のC社又はD社（以下「P P社」という。）に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、○○市にP P社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同市にP P社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、記憶する同僚として一人の氏名を挙げているが、当該同僚がP P社の被保険者であることが確認できず、照会することができないため、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録により、P P社に類似する名称の事業所として、R R社及びS S社（いずれも、事業所所在地はTT県である。）が確認できるものの、請求期間③当時について両社は適用事業所になっていないほか、請求期間③以外の期間についても、両社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を調査したが、請求者の氏名は確認できない。

4 請求期間④（昭和63年4月30日から平成元年3月30日までの期間）について、請求者は、UU町のVV社に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

また、請求者は、VV社の現在の名称は、WW社である旨回答しているところ、オンライン記録により、UU町に存在する適用事業所として、E社が確認でき、後にF社に名称変更していることが確認できるため、当該事業所において請求期間④当時に、被保険者である35人に照会したところ、複数の同僚が請求者を記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、請求者の氏名が記載された資料は見つからなかった旨回答している上、F社が設立事業所として加入していた厚生年金基金記録について照会したところ、企業年金連合会は、請求者のF社に係る加入員記録は確認できない旨回答している。

また、上記複数の同僚は、請求者の勤務形態（正社員、アルバイト等）は記憶していない旨回答しているため、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、F社に係るオンライン記録からは、請求者の氏名は確認できず、請求期間④における被保険者整理番号に欠番はない。

5 請求期間⑤(平成元年4月30日から平成2年3月30日までの期間)について、請求者は、UU町のG社に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、UU町にG社の名称で適用事業所は確認できない。

また、QQ法務局は、UU町にXX社の法人登記は確認できるとして、同社に係る法人登記の閉鎖事項全部証明書が提供され、オンライン記録により、XX社は適用事業所であることが確認できるものの、同社が適用事業所となった日は、請求者が勤務していたと主張する期間より後の平成9年2月19日であり、当該閉鎖事項全部証明書により確認できる代表取締役も、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、XX社が適用事業所となった日以降に被保険者となった者の中に、請求者及び請求者が記憶する同僚の氏名は確認できないほか、被保険者整理番号に欠番はない。

6 請求期間⑥(平成2年5月15日から平成3年3月30日までの期間)について、請求者は、UU町のH社に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、UU町にH社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同町にH社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、記憶する同僚として一人の名字を挙げているが、当該同僚がH社の被保険者であることが確認できず、照会することができない。

さらに、請求者は、H社の具体的な所在地を回答していないため、事業主等が特定できず、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者は、請求期間⑥当時に厚生年金保険（社会保険）に加入していたことの裏付けとして、YY歯科医院で歯の治療を受けた旨主張していることから、同医院に請求者の請求期間⑥に係る受診履歴等について照会したところ、請求期間以外の診療録は確認できるが、請求期間⑥に係る診療録はない旨の回答が得られたほか、診療録で確認できる診療日（平成元年及び平成6年）においては、国民健康保険により受診している旨回答している。

7 請求期間⑦(平成3年4月30日から平成5年3月30日までの期間)について、請求者は、ZZ市のI社に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、ZZ市にI社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同市にI社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、記憶する同僚として一人の氏名を挙げているが、当該同僚がI社の被保険者であることが確認できず、照会することができない。

さらに、請求者は、I社の具体的な所在地を回答していないため、事業主等が特定できず、請求者の請求期間⑦に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

8 請求期間⑧(平成5年4月30日から平成6年5月30日までの期間)について、請求者は、ZZ市のJ社に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、ZZ市にJ社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同市にJ社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、記憶する同僚として一人の名字を挙げているが、当該同僚がJ社の被保険者であることが確認できず、照会することができない。

さらに、請求者は、J社の具体的な所在地を回答していないため、事業主等が特定できず、請求者の請求期間⑧に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、QQ法務局から、類似する事業所名称のAAA社（本店所在地は BBB市）に係る法人登記の閉鎖登記簿謄本が提供されたが、オンライン記録により、当該AAA社は適用事業所であることが確認できないほか、閉鎖登記簿謄本で確認できる代表取締役と同じ氏名の者は、300人を超えるため個人を特定できず、照会することができない。

9 請求期間⑨(平成6年6月10日から平成7年5月30日までの期間)について、請求者は、ZZ市のK社に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、ZZ市にK社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同市にK社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、記憶する同僚として二人の名字を挙げているが、当該同僚がK社の被保険者であることが確認できず、照会することができない。

さらに、請求者は、K社の具体的な所在地を回答していないため、事業主等が特定できず、請求者の請求期間⑨に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

10 請求期間⑩(平成7年6月30日から平成8年5月30日までの期間)について、請求者は、CCC町の有限会社DDD（請求対象事業所）に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているが、オンライン記録からは、同町に有限会社DDDの名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同町に有限会社DDDの法人登記は見当たらない旨回答している。

一方、インターネット検索により、DDDという名称は、L社がフランチャイズを展開する店舗と同じ名称であることが確認できるほか、同社のホームページの沿革によれば、昭和62年11月に「DDD」FC（フランチャイズ）1号店がCCC町に存在しており、平成7年4月には、DDDから「EEE」に商号変更していることが確認できることから、請求対象事業所は、L社であると認められる。

しかしながら、オンライン記録により、L社が適用事業所となったのは、平成11年3月1日であることが確認できる上、同社人事総務部は、請求者に係る人事記録等の資料は確認できず、また、L社が適用事業所になる前は、従業員は雇用保険のみ加入していたと思われる旨陳述している。

また、請求者は、記憶する同僚として3人の名字を挙げているが、当該名字のみでは同僚を特定することができない上、L社が適用事業所となった平成11年3月1日に被保険者資格を取得した5人に照会し、一人から回答があったが、請求期間⑩当時に同社に勤務していたが請求者のことを記憶していない旨回答していることから、請求者の請求期間⑩に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者の雇用保険の加入記録から、請求者は、昭和63年3月14日から同年12月12日までの期間について、「L社 EEE FFF店」において、雇用保険被保険者記録を有していることが確認できる。

11 請求期間⑪(平成8年6月30日から平成9年5月20日までの期間)について、請求者は、GGG村(現在は、UU町)のM社又はN社(以下「N社」という。)に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、GGG村にN社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、GGG村及びUU町にN社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者は、N社の具体的な所在地を回答していないため、事業主等が特定できず、請求者の請求期間⑪に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

12 請求期間⑫(平成9年5月30日から平成10年5月30日までの期間)について、請求者は、UU町のO社に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間⑫に係る在籍記録及び雇用記録ともになしと回答している上、請求期間⑫において、O社の被保険者記録を有する被保険者21人に照会し、5人から回答が得られたが、そのうち、請求期間⑫当時に、社会保険を担当していたとする者は、請求者のことを記憶していない旨回答しているほか、請求者が氏名を記憶する同僚の一人は、オンライン記録により、既に亡くなっていることが確認できることから照会することができず、請求者の請求期間⑫に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、O社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、昭和57年8月11日から平成10年5月30日までの期間の被保険者整理番号に欠番はない。

なお、O社から提出された請求者に係る労働者名簿により、請求者の同社における雇入年月日は昭和54年10月23日、退職年月日は同年11月30日であることが確認できるものの、オンライン記録から、同社は、当該期間に適用事業所になつていないことが確認できる。

13 請求期間⑬（平成 10 年 6 月 20 日から平成 11 年 6 月 30 日までの期間）について、請求者は、MM町のP社又はQ社（以下「HHH社」という。）に勤務し、事業主により、厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、MM町にHHH社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同町にHHH社の法人登記は見当たらない旨回答している。

なお、オンライン記録により、HHH社に類似する事業所名として、I I I 市のQ社工事店が確認できることから、調査をしたところ、同社は、平成 11 年 10 月 1 日に適用事業所ではなくなっているほか、同社において被保険者記録を有する者は 4 人確認でき、その中に請求者の氏名は確認できない上、被保険者整理番号に欠番はない。

14 請求期間⑭（平成 11 年 7 月 10 日から平成 12 年 7 月 30 日までの期間）について、請求者は、R社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、R社の名称で適用事業所は確認できない上、当該事業所の所在地が不明のため、法人登記についても確認できない。

なお、請求者は、R社の所在地について「*号国道をJ J J 信号を左にKKK事業所のふみ切ぞいを左に曲った所」と主張するところ、当該所在地には、類似する事業所名称のL L L社が確認でき、同社ホームページによれば、昭和 50 年 7 月 20 日にMMM社を設立、昭和 52 年 5 月に生コンクリートの製造販売を開始し、昭和 56 年 5 月 1 日に現商号に組織変更・改称していることが確認できることから、L L L社における請求者の請求期間⑭に係る勤務について確認したが、事業主は、請求者の請求期間⑭に係る資料はなく不明である旨回答しており、L L L社に係るオンライン記録を調査したが、請求者の氏名は確認できない。

15 請求期間⑮（平成 12 年 8 月 30 日から平成 13 年 5 月 30 日までの期間）について、請求者は、UU町のNNN社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、UU町にNNN社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同町にNNN社の法人登記は見当たらない旨回答している。

なお、QQ法務局は、UU町にS社の法人登記は確認できるとして、同社に係る法人登記の履歴事項全部証明書が提供され、同社は、請求者が記憶している場所付近が所在地であることから、元事業主に照会したところ、同社は、請求期間⑮当時の関連資料は書類の保存期間が経過しているため不明である旨回答している。

また、請求者が名字を記憶する同僚及び請求期間⑮にS社の被保険者記録のある 4 人に照会したところ、回答のあった一人は請求者を知らない旨回答しており、請求者の請求期間⑮に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、請求期間⑮以外の期間についても、S社に係るオンライン記録を調査したが、請求者の氏名は確認できない。

16 請求期間⑯（平成 13 年 6 月 20 日から平成 14 年 5 月 30 日までの期間）について、請求者は、UU町の〇〇〇社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、UU町に〇〇〇社の名称で適用事業所は確認できないことから、事業主等に照会することができない。

また、オンライン記録により、UU町にT社（適用事業所となった日は昭和 47 年 11 月 13 日、適用事業所でなくなった日は平成 14 年 3 月 1 日）の名称で適用事業所が確認できることから、請求期間⑯当時、T社の親会社であったPPP社に照会したところ、請求期間⑯当時のT社の社員名簿を確認したが、請求者の氏名はない旨回答している。

さらに、PPP社は、T社は平成 14 年 2 月末をもって解散しているため、同年 3 月以降は加入できない状況であった旨回答しているところ、上記のとおりオンライン記録により、T社は請求期間⑯の一部において、適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、T社の被保険者記録のある 9 人に照会したところ、回答のあった一人は、平成 9 年から平成 14 年 3 月までに、正社員として入社した者は一人であり、請求者ではなかったと記憶している旨回答しているほか、請求者は、記憶する同僚として一人の氏名を挙げているが、当該同僚を特定することができず、請求者の請求期間⑯に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録からは、請求期間⑯に係る T 社の被保険者整理番号に欠番はない。

17 請求期間⑰（平成 14 年 6 月 30 日から平成 15 年 5 月 20 日までの期間）について、請求者は、UU町のQQQ社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、UU町にQQQ社の名称で適用事業所は確認できないことから、事業主等に照会することができない。

また、オンライン記録により、同町にU社の名称で適用事業所が確認できることから、事業主に照会したところ、事業所が保管している昭和 59 年以降の雇用保険の被保険者台帳を確認したが、請求者の氏名は見当たらない旨陳述している。

さらに、U社の社会保険労務士は、平成 28 年から同社を担当しており、過去の書類は一切預かっていない上、当該社会保険労務士が担当する以前に同社を担当した社会保険労務士はいない旨陳述している。

加えて、請求者が名字を記憶する同僚及び請求期間⑰にU社の被保険者記録のある 23 人に照会したところ、回答のあった者のうち二人は、請求者の氏名は記憶しているものの、勤務期間や勤務形態について不明である旨回答している上、請求者が名字を記憶する他の同僚の一人を特定することができず、請求者の請求期間⑰に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録からは、請求期間⑰に係る U 社の被保険者整理番号に欠番はない。

18 請求期間⑯（平成 15 年 6 月 30 日から平成 16 年 1 月 30 日までの期間）について、請求者は、R R R 市又は S S S 市の V 社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、R R R 市又は S S S 市に V 社の名称で適用事業所は確認できない上、Q Q 法務局 T T T 出張所は、R R R 市に V 社の法人登記は見当たらない旨回答しており、また、U U U 法務局 S S S 支局は、S S S 市に V 社の法人登記は見当たらない旨回答している。

なお、オンライン記録により、R R R 市に類似する事業所名称の V V V 社が確認できることから、同社に請求者の請求期間⑯における勤務について確認したが、事業主は、請求者の勤務実績はない旨回答している。

19 請求期間⑰（平成 16 年 2 月 20 日から平成 17 年 3 月 30 日までの期間）について、請求者は、U U 町の W W W 社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、U U 町に W W W 社の名称で適用事業所は確認できないことから、事業主等に照会することができない。

また、オンライン記録により、U U 町に W 社の名称で適用事業所が確認できることから、同社の元事業主に照会したところ、元事業主は、請求者は同社に勤務していたが、勤務形態については不明であり、請求期間⑰当時の記録は残っていない旨陳述しており、本件照会については、関連会社の X X X 社に照会するようにとの記載があったことから、同社にも照会したところ、同社の事業主は、請求者の勤務実績はない旨回答している。

さらに、請求期間⑰に W 社の被保険者記録のある 5 人に照会したもの、回答のあった二人は請求者を知らない旨陳述していることから、請求者の請求期間⑰に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録からは、請求期間⑰に係る W 社の被保険者整理番号に欠番はない。

20 請求期間⑱（平成 17 年 5 月 30 日から平成 18 年 10 月 30 日までの期間）について、請求者は、X 社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、X 社の元事業主は、請求者の請求期間⑱に係る勤務について不明であり、同社の資料は倒産のため処分している旨陳述している。

また、オンライン記録により、X 社が適用事業所でなくなった日は平成 12 年 3 月 31 日であり、請求期間⑱において、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、日本年金機構は、X 社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士名は不明と陳述しており、請求者の請求期間⑱に係る届出について確認できない。

加えて、X 社が平成 10 年 12 月 21 日付けで商号を変更した Y 社の被保険者記録のある 7 人に照会したところ、一人は請求者を記憶しているが勤務期間及び勤務形態は不明である旨陳述しているほか、具体的な回答を得ることはできなかったことから、請求者の請求期間⑱に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

21 請求期間②（平成 18 年 11 月 20 日から平成 19 年 12 月 20 日までの期間）について、請求者は、UU町のZ社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、UU町にZ社の名称で適用事業所は確認できない上、QQ法務局は、同町にZ社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、請求者が居住していたUU町から提出された請求者に係る平成 20 年度の「賦課資料（所得照会書）についての回答書」によれば、平成 19 年中の所得金額として給与所得金額 47 万 80 円（給与収入 112 万 80 円）が確認できるものの、基礎控除額以外の社会保険料等の所得控除額がなく、また、同町は、源泉徴収票等の添付資料はなく、給与の支払先の事業所について確認することができない旨陳述していることから、請求者のZ社における請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、インターネット検索によれば、類似する事業所名称のYYY社が同じUU町に確認でき、同社ホームページによれば、昭和 56 年 5 月にYYY社より事業を引き継ぎ、ZZZ社（同月に適用事業所となっており、平成 20 年 10 月からAAAAA社として現存、所在地UU町）が設立されていることから、AAAAA社に請求者の請求期間②における勤務について確認したが、事業主は、請求者の同社での雇用はない旨回答している。

22 請求期間②（平成 20 年 1 月 30 日から平成 21 年 3 月 30 日までの期間）について、請求者は、AA社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、AA社は、請求者について在籍した確認がとれない旨回答している。

また、請求期間②当時にAA社の被保険者であった 6 人に照会し、一人から回答を得たが、請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、AA社に係るオンライン記録からは、請求者の氏名は確認できない。

23 請求期間③（平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 30 日までの期間）について、請求者は、BB社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、事業主は、請求期間③当時は従業員全員がアルバイトであった旨陳述している上、オンライン記録により、BB社が適用事業所となった日は平成 25 年 6 月 10 日であることから、請求期間③当時、同社は適用事業所でないことが確認できる。

また、BB社が適用事業所となった時点で被保険者となった 13 人に照会したところ、請求期間③当時に在籍した 5 人から回答があったが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、平成 23 年 9 月から当該事業所で勤務したとする一人は、入社当時は国民年金に加入しており、BB社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した旨回答している。

24 請求期間②（平成 25 年 4 月 5 日から平成 27 年 5 月 30 日までの期間）について、請求者は、I I I の B B B B 社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、I I I 市又は I I I 郡に B B B B 社の名称で適用事業所は確認できることから、事業主等に照会することができない上、QQ 法務局は、I I I 市又は I I I 郡に B B B B 社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、オンライン記録により、I I I 市に C C 社の名称で適用事業所が確認できることから、同社に照会したところ、請求者が勤務した記録はない旨陳述している上、請求期間②に C C 社に在籍した被保険者 43 人に照会したが、回答がなく、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C C 社に係るオンライン記録からは、請求者の氏名は確認できない上、被保険者整理番号に欠番はない。

25 請求期間③（平成 27 年 6 月 30 日から平成 28 年 6 月 30 日までの期間）について、請求者は、I I I の C C C C 社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録からは、I I I 市又は I I I 郡に C C C C 社の名称で適用事業所は確認できることから、事業主等に照会することができない上、QQ 法務局は、I I I 市又は I I I 郡に C C C C 社の法人登記は見当たらない旨回答している。

また、オンライン記録により、I I I 市に D D 社の名称で適用事業所が確認できることから、同社に照会したところ、事業主は、請求者の在籍記録がない旨回答している上、請求期間③に在籍した被保険者 22 人に照会したところ、9 人から回答があったが、請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、D D 社に係るオンライン記録からは、請求者の氏名は確認できない上、被保険者整理番号に欠番はない。

26 請求期間④（平成 28 年 7 月 16 日から平成 30 年 3 月 30 日までの期間）について、請求者は、D D D D 市の E E 社に勤務し、事業主により厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているところ、オンライン記録からは、同市に E E 社の名称で適用事業所は確認できないが、同社に係る法人登記の閉鎖事項全部証明書により、同社は、平成 23 年 4 月に E E E E 社へ商号を変更していることが確認でき、E E E E 社に係るオンライン記録が確認できる。

しかしながら、E E E E 社に係るオンライン記録からは、請求者の氏名は確認できない。

また、上記閉鎖事項全部証明書により、E E E E 社は、平成 30 年 4 月に F F 社と合併の上解散していることが確認できるところ、承継会社である F F 社は、請求者の請求期間④に係る在籍は確認できない旨及び請求者の人事記録（「従業員情報」）を提出し、請求者の E E 社における在籍期間は、平成 11 年 9 月 17 日から平成 12 年 10 月 12 日までの期間及び同年 12 月 5 日から平成 13 年 1 月 31 日までの期間である旨回答している。

さらに、オンライン記録により、E E E社が適用事業所となった日は、平成 22 年 5 月 1 日となっているが、F F 社は、上記E E 社における在籍期間について、請求者は社会保険に加入していない旨回答しており、同社から提出された平成 12 年 1 月から同年 11 月、平成 13 年 1 月及び同年 2 月に係る給与明細の記録によれば、請求者の厚生年金保険料を控除した記録はないことが確認できる。

加えて、請求期間⑥に在籍したE E E社の被保険者 53 人に照会し、14 人から回答があったが、請求者を記憶している者がおらず、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

27 請求者の戸籍の附票で確認できる昭和 58 年 4 月 9 日から平成 27 年 3 月 10 日までの期間の住所地であるUU町は、請求者は、昭和 60 年 1 月 1 日から平成 21 年 2 月 24 日までの期間について、国民健康保険の被保険者である旨回答しているほか、同町は、社会保険料控除が確認できる課税資料等について、平成 19 年以前のデータは残っておらず、確認できない旨回答及び陳述している。

また、請求期間について、請求者が主張するそれぞれの請求対象事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、請求者の住所地であったUU町及び平成 28 年 1 月 3 日からの住所地であるIII市は、請求者の請求期間②ないし⑥に係る課税申告はない旨回答していることから、請求期間に係るそれぞれの請求対象事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、戸籍の附票によれば、請求者の住所は、平成 27 年 3 月 10 日にUU町から職権消除され、平成 28 年 1 月 3 日にIII市に住所設定されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。